

令和6年第4回基山町議会（定例会）会議録（第6日）								
招集年月日	令和6年12月13日							
招集の場所	基山町議会議場							
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年12月13日		9時30分	議長	重松一徳		
	散会	令和6年12月13日		10時21分	議長	重松一徳		
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別		
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出		
	2番	水田 志保	出	9番	末次 明	出		
	3番	中牟田 文明	出	10番	棄野 久明	出		
	4番	佐々木 敦雄	出	11番	大山 勝代	出		
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出		
	6番	天本 勉	出	13番	重松 一徳	出		
	7番	松石 健児	出					
会議録署名議員		12番	松石 信男		1番	工藤 絵美子		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 天野 拓也		(書記) 真崎 静		
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長		大石 順			
	副町長	熊本 弘樹	まちづくり課長		井上 信治			
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長		山田 恵			
	総務課長	平野 裕志	建設課長		今泉 雅己			
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者		寺崎 博文			
	財政課長	吉田 茂喜	教育学習課長		古賀 浩			
	税務課長	古賀 満宏	福祉課参事		松田 美紀			
	住民課長	藤田 和彦	こども課保育園長		舟木 徳茂			
	健康増進課長	村上 妙子	産業振興課参事		佐藤 定行			
	福祉課長	戸井 竜二	まちづくり課図書館長		城本 直子			
	こども課長	山本 賢子	建設課参事		酒井 孝行			
議事日程		別紙のとおり						
会議に付した事件		別紙のとおり						
会議の経過		別紙のとおり						

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第38、40、43号、承認第5号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第39、41、42、43、44、45、46号）
討論・採決
- 日程第3 議案第38号 基山町課設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第39号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第40号 基山町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第41号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第42号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度基山町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第9 議案第43号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第44号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第45号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第46号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 意見書第5号 選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書
- 日程第14 所管事務等の調査について
(総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会)
- 日程第15 調査派遣の件

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る9日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告

日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第1. 総務文教常任委員長報告、日程第2. 厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

議案第38号 基山町課設置条例の一部改正について

議案第40号 基山町税条例の一部改正について

承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度基山町一般会計補正予算
(第4号)）

議案第43号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳入全般及び歳出所管分
本委員会は、12月9日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第38、40、43号、承認
第5号は、原案を可決・承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告
します。

なお、議案第38号、43号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第38号 基山町課設置条例の一部改正について

今回の機構改革の理由についてただしたところ、プラチナ社会政策室は、今後10年で高齢
者が増加するため設置したが、新型コロナも落ちつき本来の業務を行えるようになっている。
さらなる高齢者福祉の推進を行うため、課に昇格させる。ブランド化推進室については、最
近はいろいろな事業に取り組んでいるため、課に昇格させて商工観光の振興に力を入れてい
きたいとの説明を受けました。

課を分けるに当たって、配置される人員をどのように考えているのかただしたところ、来年度増員の予定はなく、職員定数の枠を増やしていくかないと増員していくのは厳しい。課は分かれるが、今までと同じように協力体制を取っていきたいとの説明を受けました。

職員定数条例の見直しは考えているのかとただしたところ、職員定数の見直しは課題だと考えている。課を分ける部署に限らず全体を精査し、現在の定数が妥当かどうか検討していくとの説明を受けました。

当委員会としては、新しく課が増えれば増員して業務に取り組む体制をつくることや、今後も業務が増えることが見込まれるのであれば、職員定数条例の見直しも検討するよう提案しました。

議案第43号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳入全般及び歳出所管分歳出

10款4項3目12節 ガイダンスセンター整備基本調査委託料 250万円

ガイダンスセンターは、平成31年1月に認定された基山町歴史的風致維持向上計画（以下歴まち計画という）において、きやまんもん文化遺産情報館（仮称）整備事業として位置づけられている。特別史跡基肄城跡、大興善寺、長崎街道などの基山町の歴史や文化を情報発信し、来訪者が基山町内の文化遺産情報等を得ることができ、多世代の交流や町内で活動する関係団体の活動拠点となる施設を整備する事業である。

基本調査委託料の内訳についてただしたところ、建設場所の決定、建物配置等の検討（建築C G パース）、施設運営方針の決定のための基本調査を行うとの説明を受けました。

歴まち計画では、建設予定地は基山町総合公園周辺となっている。建設候補地として、基山町立図書館がある中央公園が挙がっている理由についてただしたところ、まちづくり関係団体（ボランティア）に意見聴取を行った。当初計画の総合公園周辺は駅から遠いなど交通の利便性が悪いため、より利便性が高く、小・中学校が近くにある中央公園がよいとの意見が多くあった。中央公園に本施設を設置したときの相乗効果を考えたとき、施設は文化遺産の学習の場及び憩いの場などがあり多世代にわたる交流ができる。仮に、建設候補地が中央公園に位置づけられた場合には、基山町歴史まちづくり推進協議会に諮り、歴まち計画の変更を行うとの説明を受けました。

当委員会としては、ガイダンスセンターの建設候補地及び規模等の決定については、アンケート調査等を行い、町民の意見を広く聴取し反映させること。中央公園が候補地として挙

がっているが、整備された経緯も含め、公園の機能が損なわれないよう十分精査し事業を進めるよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

ただいまより厚生産業常任委員会審査報告を申し上げます。

議案第39号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第41号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第42号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について

議案第43号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳出所管分

議案第44号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第45号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第46号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

本委員会は、12月9日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第39、41、42、43、44、45、46号は原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第41号、42号、43号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第41号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

基山町は、令和4年4月から子供の医療費の助成制度により、18歳までの保険診療分を無償化しています。

佐賀県外の医療機関で受診する際に、第1号対象者（未就学児）の現物給付に対応する6つの指定保険医療機関があるが、今回子供の医療費助成における県外指定保険医療機関の現物給付拡大に伴い、久留米大学病院と聖マリア病院の2医療機関が助成対象者を拡大し、第2号対象者（小学生以上）も現物給付となるため、窓口での医療費の支払いが不要となります。

本町は立地的に恵まれ、福岡県内の医療機関でも子供の先進的な医療を受けられることから、今後も県外の医療機関に現物給付を拡大していくのかただしたところ、県外指定保険医

療機関は佐賀県との契約に基づき指定されており、現在はそのほかの県外医療機関へ拡大される予定はないとの説明を受けました。

当委員会としては、今回の改正により現物給付が可能となる対象者について、町民に分かりやすい説明と周知に努めるよう提案しました。

議案第42号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について

今回の事案は、職員が草スキー場前面広場に公用車を駐車した際、サイドブレーキのかけ忘れから車両が移動したため、他の自動車に接触し破損させました。これにより、37万1,162円の損害賠償が発生したものです。

令和6年第1回定例会でも、職員による物損事故の損害賠償額の議決を求める議案が上程されました。その際も、役場全体で年に1回は交通安全講習などを実施するよう提案しています。

今回の物損事故を受けて、全局的な問題として総務課が議案提出を行うべきではないのかとただしたところ、事業を所管する担当課での議案提出となっています。議会からの意見は総務課や財政課に相談をするとの説明を受けました。

当委員会としては、職員に対しては、事故が発生した場合は速やかに情報を共有化し、年1回は交通安全講習を受講すること、また事故当事者には適性検査を受けさせるように提案しました。

議案第43号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳出所管分歳出

6款2項3目12節 森林整備業務委託料 150万円

今回の事業は、所有者不明等で手入れの行き届いていない森林を主として、住宅や道路等の生活圏に近い場所や災害発生時に被害が想定される場所を対象とした森林環境譲与税基金を活用する森林整備です。

事業実施に際し、特殊機材の使用や危険が伴うことから、この委託料で可能なのかどうかとただしたところ、事業の設計は佐賀県の協力を得て行い、間伐や倒木の撤去、現地調査も併せて行うため、実施面積は1ヘクタール程度と考えているとの説明を受けました。

事業実施予定地について、対象地域からの要望なのか、また多数の山林所有者への意向確認等の業務がある中、年度末までに業務完了できるのかとただしたところ、以前から住民や森林事業者から要望があったところで、町道付近では山林の傾斜も急で町道への倒木被害が

想定される場所を対象としています。地域林政アドバイザーや森林事業者からも優先して整備が必要な箇所の1つとして挙げられています。早急に所有者確認を含め事業に取り組むとの説明を受けました。

当委員会としては、これ以上所有者不明の森林が増えないような取組を進めることと、今回のような森林整備には、森林環境譲与税基金だけではなく、国や県の補助制度を活用していくよう提案しました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論、採決を行います。

日程第3 議案第38号

○議長（重松一徳君）

日程第3. 議案第38号 基山町課設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第38号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第38号は可決されました。

日程第4 議案第39号

○議長（重松一徳君）

日程第4. 議案第39号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第39号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第39号は可決されました。

日程第5 議案第40号

○議長（重松一徳君）

日程第5. 議案第40号 基山町税条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第40号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第40号は可決されました。

日程第6 議案第41号

○議長（重松一徳君）

日程第6. 議案第41号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第41号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第41号は可決されました。

日程第7 議案第42号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第42号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第42号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第42号は可決されました。

日程第8 承認第5号

○議長（重松一徳君）

日程第8. 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度基山町一般会計補正予算（第4号））についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第5号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は承認です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、承認第5号は承認されました。

日程第9 議案第43号

○議長（重松一徳君）

日程第9. 議案第43号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第43号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第43号は可決されました。

日程第10 議案第44号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第44号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第44号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第44号は可決されました。

日程第11 議案第45号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第45号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第45号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第45号は可決されました。

日程第12 議案第46号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第46号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第46号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第46号は可決されました。

日程第13 意見書第5号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 意見書第5号 選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書を議題とします。

発議者の松石信男議員に提案理由の説明を求めます。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

おはようございます。

今回から意見書についても議会で議論しようじゃないかということになりました。それで今回意見書を提出いたしましたので、その提案理由について説明したいと思います。

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書。

民法第750条では、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称すると定めているが、世界で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけである。

国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対して4度にわたり女性が婚姻前の姓を保持することを可能とする法整備を勧告している。夫婦別姓を可能とする法改正を進めていくべきである。

結婚時に改姓するのは、2022年時点で約95%が女性である。姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上で様々な不便、不利益をもたらし、自分のアイデンティティーを奪われると感じるなど個人の尊厳を脅かしている。多くの女性において仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったという例があり、さらには旧姓の通称使用においても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関、企業とのやり取りなどに困難を抱えている。

家族の在り方は多様化し、夫婦、家族の形は様々である。個人の選択に寛容な社会をつくりていくことが重要である。

夫婦同姓の強要は戦前の家制度の名残である。1996年には法務省の法制審議会が民法改正について答申したが、実現をされないまま四半世紀を経過している。近年の世論は、選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも意見書が採択されている。日本経済団体連合会などからも、現行制度は個人の活躍を阻害し様々な不利益をもたらすとして、早期導入を求める要望が出されている。

よって、基山町議会は、国会及び政府に対し、民法を改正して選択的夫婦別姓制度を早期に導入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出をいたします。

皆さん方の御賛同、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（重松一徳君）

提案理由の説明が終わりましたので、意見書第5号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。棄野議員。

○10番（棄野久明君）

この意見書の作成した内容について作成した方へ質問をいたします。

まずは、早期導入を求めるという表題ですね。それから、一番最後の部分にあります早期導入にすることを強く求めると強い意見書でございます。

私が質問している部分は文面の中にはありますように、実現されないまま四半世紀が経過しているということですが、国でも選択的夫婦別姓制度については議論をされております。そういう状況である中で四半世紀が過ぎているということであろうかと思います。議論の必要性もあろうかと思いますので、早期導入を求める理由について説明願います。

○議長（重松一徳君）

発議者の松石信男議員。（「どっち、そっち」の声あり）答弁は前で。

○12番（松石信男君）（登壇）

今、棄野議員から早期導入を求める理由についてということでございます。

棄野議員が言われたように、法務省の法制審議会が民法改正について答申をすると、しかし四半世紀以上にわたってそのまま、表現は悪いですがほったらかされていると。これはやはり議論をせないかんと。もう一つは、国連からも国連の女子差別撤廃委員会ですか、日本政府に当たって4回も議論したらどうなんかということを勧告されているんですけども、一向に進まないという状況で。ただ今回の衆議院選挙の結果を見てみると、石破首相はじめとして、これは何とかせんといかんじやないかと、議論をというような論調も出てきているのかなということありますので、国会と政府に対して早期に議論をやってくれということを、基山町民を代表して議会が進言すると、意見を申し上げるということにしたいということで今回案を提出したところでございます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。水田議員。

○2番（水田志保君）

今回のこの意見書に当たり、総務省のホームページを拝見したんですが、令和3年に実施した家族の法制に関する世論調査の結果では、夫婦の名字の在り方に関する設問について、現在の制度である夫婦同姓制度を維持したほうがよいと答えた方の割合が27%、現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用についての法制度を設けたほうがよいと答えた方の割合が42.2%、そして選択的夫婦別姓制度を導入したほうがよいと答えた方の割合が28.9%となっております。

法務省としては、選択的夫婦別姓制度、法務省はこのように呼んでいるようでございますが、この導入は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題ですので、国民の理解の基に進められるべきだと考えているとございます。

今、お話の中で早期に導入することを強く求めるではなく、議論をすることを強く求めるとおっしゃいましたが、導入することを強く求めるのか、議論することを強く求めるのか、どちらでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

結論からいえば、導入することを強く求めるということでございます。議論がほったらかされているということで、議論をして導入をすべきじゃないのかということでの意見書です。

今水田議員から言わされた世論調査も国民の中でいろいろ分かれていると、確かにそうなんですね。ただ、令和3年度はそんなふうだったんですけども、近年は選択的夫婦別姓制度の導入を求める国民の世論というか賛成の方が6割近くになっているというのが一つと、それからさつきも言ったんですけども、今回の衆議院選挙の結果で、ほとんどの議員が選挙の中でこれを導入すべきであるという立場に立っていらっしゃるということを考えるときに、やはり導入すべきではないのかということです。

資料の中に、佐賀新聞の世論調査結果、今年度の世論調査結果もちょっと載せております、それなんかも見ていただいて、導入をすべきだという意見書でございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

お尋ねします。この意見書の文言の中に、国連の女性差別撤廃委員会からの4度にわたる法整備の勧告とありますけれども、日本は当然法治国家でございますし、それなりの法律があることに対して国連からこういう勧告を受けて、それをこういう意見書に載せるということはいかがなものかと。いわゆる内政干渉に当たるんではないかと私なんかは考えるわけですがけれども。これをこの意見書の中の文言に入れるということについて御説明をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

国連は、国連加盟国の全体に対しましていろんなことを話し合っているということで、そして国連で決定しているわけです。ただ、いろんな決定したとしても、それを各国連加盟国の一つ一つの国がそれをいいですよというのはまた別問題なんですね、批准するかしないかというのは。ですから、いろいろその辺が問題になってくるわけですけれどもね。そういうことで、国連としてこれはやはり夫婦の問題、戸籍の問題、これは大きな問題じゃないのかと、特に日本はちょっと問題じゃないのかということで、差別撤廃委員会なんかでも議論されて結論が出されているのに、何とかせんですかというふうに言っているのに、4回も言っているけれども、これはもう当然この提案理由の中に私は載せておく必要があるんじゃないのかということで、国連の言うとおりにしなさいという意味ではありません。あくまで、国連で決められたいろんなことについては、批准するか批准しないかというのは各国の判断でございます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

おはようございます。

資料の御提出をいただいておりますので、そちらについてお尋ねをしたいと思います。

こちら、佐賀新聞の12月3日の選択的夫婦別姓容認57%ということで、正確に言えば

56.9%でございますけれども、それに対して、容認の内容は書いていらっしゃいますし、反対に残りの43.1%の方々がちょっと認めるべきではないとか、分からぬとかどちらとも言えないとか、そういうところもいろいろありますけれども、この分析についてはどういうふうにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

中村議員の質問にお答えいたします。

佐賀新聞の世論調査の結果、今年の秋佐賀県民の方に問うたところ、そういう結果だと。確かに議論は分かれております、現状のままでいいんじゃないかと、いや認めたらいいんじゃないかというような、いろんな見方、考え方があると。ただ、選択的夫婦別姓制度を導入した場合についてですけれども、導入した場合は、さっちが、さっちがというか……必ず別々にせないけんというものではありません。あくまで、今ままでもいいんですね。ただ、別姓もいいと。ですから、親子とか家族が今まま同じ姓というか、名前で名字で生活したいと思う人はそれでいいと。あくまで夫婦別姓を選択できるということでございまして、今の家族が、うちも松石で一緒ですけれども、そのままでいいと言うならばそれでいいと別段、いやちょっと別々にしたいというならそれでもいいということでございます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

ほぼ皆さんの御意見と同じような感じなんですが、まずこの意見書の中に、日本だけ、日本だけが夫婦同姓を義務づけているのは日本だけ。これはある一つの、おっしゃったかもしれませんけれども、日本だけだったからこそ残すべきものもあるのではないかなどということを私は思っております。

それから途中に、さらには旧姓の通称使用において金融機関等々で、要するに困難を抱えているというふうに意見書にはありますけれども、私も深くは分かりませんけれども、たしかもういろんなものが通称使用届出を出すことによって、金融機関等はもう約8割から旧姓を使ってもいいし、要するに併記としては、旧姓と使いたい姓、今の婚姻した後の姓とそし

て名前という3つの姓がつきますけれども、ほぼ、海外渡航これもパスポートも今はもちろんできるし、住民票それから印鑑登録書、そういうのもほぼほぼもう通称使用届出で、そんなに困難ではないと私はある国会議員の話から聞いております。私自身が実際それをしてかというとそういうことはございませんけれどもね。だから、ここら辺のどこまでが困難を抱えているかという具体的な意見でもないので、お尋ねしたいのは意見書では松石議員は、困難というところと、あとその先ほど水田議員が議論なのか導入なのかというところで導入をおっしゃいましたけれども、私はまだ、これは国が決めることであるけれども、まず議論が必要ではないかと思っておりますので、もう1回そこら辺を、意見書の何ていうか文章の文言と議論というところにもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

幾つかあったと思うんですけども、日本だけが選択的夫婦別姓をされていない、世界中でただ1つの国であるということ、これについては政府もきちんと認めているわけですね、日本だけでございますということです。それはそうです、いろいろと日本は日本のやり方があるけん、よかくさいという考え方もあるだろうと思っています。ただ、世界を見渡したときに、どうなのかというところです。

それと、なぜ選択的夫婦別姓を導入せないかんとかということで、大体2つほど女性の方から理由が述べられています。今大久保議員から言われた、結婚した場合にいろんな手続でいろんな負担が生じるということ、これはもう言われたとおりで、運転免許証、健康保険証、それから銀行口座、名義変更しないかんと。それから、いろんな公的な証明書とかそういうやつも全部再登録と。それから、メールアドレス、社員証など、これらにやはり多くの時間と労力を必要と、こういう煩雑な手続をなくしてほしいということが一つということです。

もう一つは、いわゆるアイデンティティーの喪失とか言われています。現在も結婚されても旧姓の通称使用を続けるケースも増えていますですね。しかし、これは法的には認められておりませんですね。だからやはり法的にもきっとやはり位置づけるということが必要ではないのかということでございます。

以上です。

ちょっと不十分だったらもう1回してください。私も全てに答えられるかどうか、勉強し

たつもりですが、不勉強でございますのでよろしくお願ひします。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

ないようですので、意見書第5号に対する質疑を終結します。

次に、意見書第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書第5号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重松一徳君）

起立少数と認めます。よって、意見書第5号は不採択と決しました。

日程第14 所管事務等の調査

○議長（重松一徳君）

日程第14. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

日程第15 議員派遣の件

○議長（重松一徳君）

日程第15. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員調査派遣計画表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして、令和6年第4回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時21分　閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

基山町議会議長　　重　松　一　徳

基山町議会議員　　松　石　信　男

基山町議会議員　　工　藤　絵美子